2　一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
4　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

第二項第一号(3)イ(ア)Bの表の注を次のように改める。

注1　離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2　一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

第二項第一号(3)イ(ア)Cの表一二・五MHzを超えるものの項を次のように改める。

一二・五MHzを超えるもの	1　九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

2　一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
4　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

第二項第一号(3)イ(ア)Cの表の注を次のように改める。

注1　離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2　一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

第二項第一号(3)イ(イ)の表を次のように改める。

拡散符号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
毎秒一・二二八八メガチップ	一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値又は任意の一、二三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値